明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
又は同法	又は特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四十六条第八号	
租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第七十二条の四第二項	
所得税を	所得税及び復興特別所得税を
所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額

に改め、同表租税特別措置法施行規則の項中「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項又は」を「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項又は」に、

復興特別所得税施行令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の三の九第一項
第一項	
租税特別措置法施行令	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の三の七第一項
項第三	
租税特別措置法施行令	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の三の七第一項
四号	
同条第一項	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の三の七第一項

を

「第十八条の十三の六第四項	又は同条第三項	所得税の徴収
	又は同条第三項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項又は第五項	所得税及び復興特別所得税の徴収」

に、

「第十八条の十三の六第五項	又は同条第三項	所得税の徴収
	又は同条第三項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十八条第一項又は第五項	所得税及び復興特別所得税の徴収」

び特別第一項

別所得

に、「第十八条の十三の六第四項第二号」を「第十八条の十三の六第五項第二号」に、「第十八条の十三の六第四項第三号」を「第十八条の十三の六第五項第三号」に、「第十八条の十三の六第四項第四号」を「第十八条の十三の六第五項第四号」に、

第十八条の十三の七第五項	
又は第三十七条の十一の六第七項	又は第三十七条の十一の六第七項及び特別措置法第二十八条第一項、第五項又は第六項
所得税の徴収	所得税及び復興特別所得税の徴収

を

第十八条の十三の七第六項	
又は第三十七条の十一の六第七項	又は第三十七条の十一の六第七項及び特別措置法第二十八条第一項、第五項又は第六項
所得税の徴収	所得税及び復興特別所得税の徴収

に、「第十八条の十三の七第五項第二号」を「第十八条の十三の七第六項第二号」に、「第十八条の十三の七第五項第三号」を「第十八条の十三の七第六項第三号」に、「第十八条の十三の七第五項第五号」を「第十八条の十三の七第六項第五号」に、

第十八条の十三の七第六項第六号	
及び	及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額並びに

を

第十八条の十三の七第六項第六号	
及び	及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額並びに
第十八条の二十三の四	
第百四条第一項に規定する第二期	第百四条第一項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する第二期
法第四十一条の三の四第一号	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の四第一号
第二期において法第四十一条の三の六第一項	第二期において特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の六第一項
おいて法第四十一条の三の五第一項	おいて特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の五第一項

に改める。

おいて法第四十一条の三の六第四項第一号	おいて特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の六第四項第一号
及び法第四十一条の三の五第一項	及び特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の五第一項
及び法第四十一条の三の六第四項	及び特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の六第四項

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年六月一日から施行する。ただし、第八条第一項の表租税特別措置法施行規則の項の改正規定（「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項又は」を「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項又は」に、

第十八条の十三の六第四項	又は同条第三項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項又は第五項
所得税の徴収	所得税及び復興特別所得税の徴収

を

第十八条の十三の六第五項	又は同条第三項
所得税の徴収	所得税及び復興特別所得税の徴収

より読み替えて適用される法第九条の三の二第三項又は」に、

第十八条の十三の六第四項	又は同条第三項及び特別措置法第二十八条第一項又は第五項
所得税の徴収	所得税及び復興特別所得税の徴収

に、「第十八条の十三の六第四項第二号」を「第十八条の十三の六第五項第二号」に、「第十八条の十三の六第四項第三号」を「第十八条の十三の六第五項第三号」に、「第十八条の十三の六第四項第四号」を「第十八条の十三の六第五項第四号」に、「第十八条の十三の六第四項第五号」を「第十八条の十三の六第五項第五号」に、

第十八条の十三の七第五項	又は第三十七条の十一の六第七項
所得税の徴収	所得税及び復興特別所得税の徴収

を

第十八条の十三の七第六項	又は第三十七条の十一の六第七項及び特別措置法第二十八条第一項又は第六項
所得税の徴収	所得税及び復興特別所得税の徴収

に、「第十八条の十三の七第五項第二号」を「第十八条の十三の七第六項第二号」に、「第十八条の十三の七第五項第三号」を「第十八条の十三の七第六項第三号」に、「第十八条の十三の七第五項第四号」を「第十八条の十三の七第六項第四号」に、「第十八条の十三の七第五項第五号」を「第十八条の十三の七第六項第五号」に改める部分に限る。）は、令和八年九月一日から施行する。

（復興特別所得税に係る所得税法施行規則等の適用の特例に関する経過措置）

２　令和六年六月一日から令和八年八月三十一日までの間における改正後の復興特別所得税に関する省令第八条第一項の規定の適用については、同項中「第十八条の十三の七第五項第六号」とあるのは、「第十八条の十三の七第五項第六号」とする。

○財務省令第二十九号

所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日　　財務大臣　鈴木　俊一

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（令和二年財務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項から第三項までの規定中「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第十三項」を「第四十一条第十五項」に、「第十三条の二第三項」を「第十三条の二第四項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同条第十項中「第四十一条第十三項」を「第四十一条第十五項」に、「第十三条の二第三項」を「第十三条の二第四項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同条第十一項から第十三項までの規定中「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改め、同条第十五項中「法第四十一条第六項」を「同条第六項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に改める。

第四条の二第八項中「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改め、同条第十項中「法第四十一条第六項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同条第十一項中「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改め、同条第十三項中「法第四十一条第六項」を「同条第六項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同条第十四項から第十六項までの規定中「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改め、同条第十八項中「法第四十一条第六項」を「同条第六項」に、「同条第十三項若しくは第十六項」を「同条第十五項若しくは第十八項」に改め、同条第十九項中「第四十一条第十八項」を「第四十一条第二十項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に、「第四十一条第三十三項」を「第四十一条第三十五項」に改める。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○財務省令第三十号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第百二十九条及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五十六条の規定に基づき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日　　財務大臣　鈴木　俊一

減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び樹木採取権」を「、樹木採取権及び漁港水面施設運営権」を「、樹木採取権及び漁港水面施設運営権」に改め、同項第二号イ中「、アスファルト」を削り、「八年」を「六年」に改め、同項第五号中「当該公共施設等運営権に係る」を削り、「公表された」の下に「当該公共施設等運営権の」を加え、同項に次の一号を加える。

七　漁港水面施設運営権　漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）第四十二条（漁港水面施設運営権の設定に係る通知）の規定により通知された当該漁港水面施設運営権の漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第五十二条第二項第三号（漁港水面施設運営権の設定の時期等）に掲げる存続期間（漁港水面施設運営権について同法第五十七条第三項（漁港水面施設運営権の存続期間）の規定による更新に伴い支出する金額につき次に掲げる規定により新たに取得したものとされる漁港水面施設運営権にあつては、当該更新がされたときに同令第四十七条（漁港水面施設運営権の存続期間の更新に係る通知）の規定により通知された当該漁港水面施設運営権の同条の存続期間）の年数

イ　所得税法施行令第百二十七条第四項（資本的支出の取得価額の特例）の規定により読み替えられた同条第一項の規定

ロ　法人税法施行令第五十五条第四項（資本的支出の取得価額の特例）の規定により読み替えられた同条第一項の規定

第一条第三項中「及び第六号」を「から第七号まで」に改める。

附　則

１　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

２　改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第一条第二項第二号の規定は、個人の令和七年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、個人の令和六年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

○財務省令第三十一号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第五項及び第七条第一項の規定に基づき、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「入力して」の下に「、これらを送信することにより」を加え、同条に次の一項を加える。

３　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第九条第一項の受験手数料又は同条第二項の認定手数料を納付する方法であって、情報通信技術活用法第六条第五項に規定する主務省令で定めるものは、第五条第一項の規定により行われた申請等により国税審議会会長から得た納付情報により納付する方法とする。

第九条第一項中「及び第十二条」を「から第十二条まで」に改め、同条第二項中「のうち国税庁長官が定めるもの」を削る。

第十一条の見出し中「方式」を「方式等」に改め、同条中「は、」の下に「電子情報処理組織を使用する方法により、特定電子計算機から、あらかじめ、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第三号に規定する電子メールアドレス及び同項の」を加え、「当該処分通知等に係る申請等に併せて」を削り、同条に次の一項を加える。

２　処分通知等を受ける者が、情報通信技術活用法第七条第一項ただし書の表示をした後、電子情報処理組織を使用する方法により、同項の電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けない旨の表示をしたときは、税務署長等は、当該処分通知等を受ける者に対し、当該電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行ってはならない。ただし、当該処分通知等を受ける者が再び同項ただし書の表示をした場合は、この限りでない。

附　則

この省令は、令和八年九月二十四日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○財務省令第三十二号

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第九十五条の規定に基づき、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和二十八年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

（申請書等の様式の特例）

第十七条　国税庁長官は、別紙様式第一から別紙様式第十一の四まで及び別紙様式第十一の七から別紙様式第十六までの各様式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。

附　則

この省令は、令和八年九月一日から施行する。

○財務省・農林水産省・経済産業省令第一号

所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の施行に伴い、農業競争力強化支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健

農業競争力強化支援法施行規則の一部を改正する省令

農業競争力強化支援法施行規則（平成二十九年農林水産省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第三条）	第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　事業再編計画（第四条―第十条）	第二章　事業再編計画（第四条―第十条）

第三章　事業参入計画（第十一条―第十五条）
第四章　株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う事業再編等支援業務（第十六条・第十七条）
第五章　雑則（第十八条―第二十二条）
附則

（削る。）

第二十二条　（略）

様式第三十を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下「所得税法等改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　所得税法等改正法附則第二十九条第二項若しくは第四十八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における所得税法等改正法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十三条若しくは第四十六条に規定する課税の特例又は所得税法等改正法附則第五十五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における所得税法等改正法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第八十条第四項各号に掲げる課税の特例を受けた認定事業再編事業者のこの省令による改正前の農業競争力強化支援法施行規則（以下「旧規則」という。）第十八条第一項の報告及び認定事業再編計画の実施期間の終了の日以降引き続きこれらの課税の特例の適用を受ける場合における旧規則第二十二条第二項の報告については、なお従前の例による。

○財務省・国土交通省令第二号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第六号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び第五十条の規定に基づき、独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令（平成十六年財務省・国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第三章　事業参入計画（第十一条―第十五条）
第四章　株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う事業再編等支援業務（第十六条・第十七条）
第五章　雑則（第十八条―第二十三条）
附則

（課税の特例に関する報告事項）

第二十二条　課税の特例を受けた認定事業再編事業者は、第十八条第一項の報告に、次の各号に掲げる課税の特例の区分に応じ、認定事業再編計画に従って行われるそれぞれ当該各号の事項について記載した書類を添付しなければならない。

一　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十条第四項各号に掲げる課税の特例　次のイからハまでに掲げる事項

イ　登記の内容

ロ　登録免許税の額

ハ　当該特例措置による減免額

二　租税特別措置法第十三条又は第四十六条に規定する課税の特例　当該事業再編促進設備等を事業の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の割増償却額

2　認定事業再編事業者は、認定事業再編計画の実施期間の終了の日以降引き続き課税の特例の適用を受ける場合には、課税の特例の終了するまでの各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、様式第三十により主務大臣に報告をしなければならない。

第二十三条　（略）

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第四条**　基金に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　法第五十二条第一項第一号に規定する債務の保証に関する事項 二　法第五十二条第一項第二号及び第三号に規定する事業資金の貸付けに関する事項 三　法第五十二条第一項第四号に規定する附帯する業務に関する事項 四　法第五十二条第二項に規定する経営の改善及び発達に係る助言に関する事項 五　業務委託の基準 六　競争入札その他契約に関する基本的事項 七　その他基金の業務の執行に関して必要な事項 （区分経理等） **第十一条**　基金の費用及び収益に関する経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。 一　法第五十二条第一項第一号の業務及びこれに附帯する業務 二　法第五十二条第一項第二号及び第三号の業務並びにこれらに附帯する業務 三　法第五十二条第二項の業務 2　（略）	（業務方法書の記載事項） **第四条**　基金に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　法第五十二条第一号に規定する債務の保証に関する事項 二　法第五十二条第二号及び第三号に規定する事業資金の貸付けに関する事項 三　法第五十二条第四号に規定する附帯する業務に関する事項 （新設） 四　業務委託の基準 五　競争入札その他契約に関する基本的事項 六　その他基金の業務の執行に関して必要な事項 （区分経理等） **第十一条**　基金の費用及び収益に関する経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。 一　法第五十二条第一号に規定する債務の保証及びこれに附帯する業務 二　法第五十二条第二号及び第三号に規定する事業資金の貸付け並びにこれらに附帯する業務 （新設） 2　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十五号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十五条の規定を実施するため、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

厚生労働大臣　武見　敬三

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （雇用促進計画を活用した雇用に関する援助） **第八条**　職業安定機関は、平成二十三年八月一日から令和十三年三月三十日までの間、個人又は法人が、当該個人又は法人により作成された労働者の雇入れを促進するための計画（以下この条において「雇用促進計画」という。）を提出してその確実な実施を図るための援助を求めたときは、法第十五条に規定する雇用に関する援助として、当該個人又は法人に対して必要な助言その他の措置を行わなければならない。 2～4　（略）	**附　則** （雇用促進計画を活用した雇用に関する援助） **第八条**　職業安定機関は、平成二十三年八月一日から令和九年三月三十日までの間、個人又は法人が、当該個人又は法人により作成された労働者の雇入れを促進するための計画（以下この条において「雇用促進計画」という。）を提出してその確実な実施を図るための援助を求めたときは、法第十五条に規定する雇用に関する援助として、当該個人又は法人に対して必要な助言その他の措置を行わなければならない。 2～4　（略）

様式第五号（第一面）及び同様式（第二面）を次のように改める。

（様式第５号）（第１面）

雇用促進計画－１

①雇用促進計画の計画期間：令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　まで

番号	事業所の名称	事業所の所在地	雇用保険適用事業所番号	基準日	②労働者の数（計画期間の初日の前日）	④うち雇用保険一般被保険者数（計画期間の初日の前日）	⑥うち使用人兼務役員及び役員の特殊関係者数（計画期間の初日の前日）	⑧うち計画期間の末日において高年齢被保険者である者の数	⑩労働者の目標増加数	⑫労働者の数（計画期間の末日）	⑭うち雇用保険一般被保険者数（計画期間の末日）	⑯うち使用人兼務役員及び役員の特殊関係者数	⑱労働者増加数（⑫-②）	⑳うち雇用保険一般被保険者増加数（⑭-⑥-⑧-⑥-⑧）	㉒過去の事業主都合離職の有無 前々期	前期	当期	事業所の廃止又は新設	事業所の廃止又は新設を行った日
1（主たる事業所）				令和　年　月　日											有・無	有・無	有・無	廃止・新設	令和　年　月　日
2				令和　年　月　日											有・無	有・無	有・無	廃止・新設	令和　年　月　日
3				令和　年　月　日											有・無	有・無	有・無	廃止・新設	令和　年　月　日
4				令和　年　月　日											有・無	有・無	有・無	廃止・新設	令和　年　月　日
計					③	⑤	⑦	⑨	⑪	⑬	⑮	⑰	⑲	㉑-1 ㉑-2					

㉓　他の法令に基づく労働者の雇入れを促進するための計画を作成しているか否か。

□はい　　計画の名称（　　）
計画の期間（令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　まで）のうち　　期目

※ 当該計画の対象となっている事業所については、「番号」の欄に○を付してください。
※ 当該計画に従って事業所を新設により整備した場合は、事業所の名称の後に「新設」と記載してください。
※ 当該計画及び当該計画の計画期間における労働者の増加数等の記載事項が分かる書類を添付してください。

□いいえ

㉔　㉑-1欄の数又は㉑-2欄の数のいずれか少ない数・・・

（様式第５号）（第２面）

〔記入上の注意〕

（１）　雇用促進計画の計画期間の始期においては、①欄から⑦欄まで、⑩欄、⑪欄及び㉓欄を記載するとともに、事業所の名称及び事業所の所在地を記載してください。雇用保険適用事業所の場合には、雇用保険適用事業所番号を記載してください。

（２）　雇用促進計画の計画期間の終期においては、⑧欄、⑨欄、⑫欄から㉒欄まで及び㉔欄から㉚欄までを記載するとともに、当該期間中に事業所の廃止又は新設を行った場合は、該当箇所に記載してください。

（３）　①欄には、当期の雇用促進計画の計画期間（法人の場合は事業年度、個人事業主の場合は暦年。以下同じ。）を記載してください。当該期間に㉓欄の「計画の期間」の初日が含まれる場合は、その初日を当該期間の始期として記載してください。

（４）　②欄、④欄及び⑥欄には①欄の計画期間の初日の前日（当該期間の初日が㉓欄の「計画の期間」の初日である場合には、法人にあっては当該初日が含まれる事業年度開始の日の前日、個人事業主にあっては当該初日が含まれる年の前年の12月31日）の数を記載し、③欄、⑤欄及び⑦欄にはそれぞれの数の合計を記載してください。

（５）　⑥欄及び⑯欄の「使用人兼務役員及び役員の特殊関係者」とは、雇用保険一般被保険者である役員及び役員の特殊関係者をいいます。「役員の特殊関係者」とは、（１）役員の親族、（２）役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人、（３）左記（１）及び（２）以外で、役員から生計の支援を受けている人、（４）左記（２）又は（３）と生計を一にしている、これらの人の親族をいいます。

（６）　⑧欄には、④欄の数に含まれる者のうち①欄の計画期間の末日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第37条の２第１項に規定する高年齢被保険者である者（当該期間の末日において、引き続き当該事業主に雇用されている者に限り、⑥欄の数に含まれる者を除きます。）の数を記載し、⑨欄には⑧欄の数を合計した数を記載してください。

（７）　⑩欄には①欄の計画期間中における労働者の雇入れの数の目標を記載し、⑪欄には⑩欄の数を合計した数を記載してください。また、目標に係る具体的な求人申込み見込みについては、「雇用促進計画－２（求人申込み見込み）」に必要事項を記載してください。

（８）　⑫欄、⑭欄及び⑯欄には①欄の計画期間の末日の数を記載し、⑬欄、⑮欄及び⑰欄にはそれぞれの数の合計数を記載してください。

（９）　⑱欄には⑫欄の数から②欄の数を控除した数を記載してください。また、⑲欄には⑱欄の数を合計した数を記載してください。

（10）　⑳欄には⑭欄の数から⑯欄の数を控除した数から、④欄の数から⑥欄及び⑧欄の数を控除した数を控除して記載してください。また、㉑-1欄には⑳欄の数を合計した数を、㉑-2欄には㉓欄の計画の対象となっている事業所のうち「番号」の欄に○を付した事業所における⑳欄の数を合計した数を、それぞれ記載してください。

（11）　㉒欄には、①欄の計画期間の初日（法人の当該期間の初日が㉓欄の「計画の期間」の初日である場合には、当該初日が含まれる事業年度開始の日）から起算して２年前の日以降に始まる事業年度の初日から当該期間の末日までの間（個人事業主にあっては当該期間の初日が含まれる年の前々年の１月１日から当該期間の末日までの間）における事業主都合離職（雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「３　事業主の都合による離職」に相当するもの）の有無について記載してください。

（12）　㉓欄には、他の法令に基づく労働者の雇入れを促進するための計画を作成している場合には「はい」の欄に、そうではない場合には「いいえ」の欄に　☑を付してください。
「はい」の欄に☑を付した場合には、「計画の名称」欄に当該計画の名称を記載するとともに、「計画の期間」の欄に当該計画の計画期間を記載してください。あわせて、①欄の計画期間が、㉓欄の計画の何期目に該当するのか記載してください。
また、㉓欄の計画の対象となっている事業所については、「基準日」の欄に㉓欄の計画の認定を受けた日（当該事業所が㉓欄の計画（令和６年４月１日以後に認定を受けたものに限ります。）に従って新設により整備した事業所である場合は、当該事業所を事業の用に供した日）を記載するとともに、その新設により整備した事業所については、事業所の名称のあとに「新設」と記載してください。
さらに、当該計画の対象となっている事業所については、「番号」の欄に○を付してください。ただし、○を付すのは、当該事業所の「基準日」の欄に記載した日から同日の翌日以後２年を経過する日までの期間内の日が①欄の計画期間内に含まれる事業所に限ってください。
提出する際には、㉓欄の計画及び当該計画の計画期間における労働者の増加数等の記載事項が分かる書類を添付してください。

（13）　㉔欄には、㉑-1欄の数又は㉑-2欄の数のいずれか少ない数を記載してください。

（14）　㉕欄には、①欄の計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者（当該期間の末日において㉓欄の計画の対象となっている事業所のうち「番号」の欄に○を付した事業所に雇用保険一般被保険者として勤務している労働者に限ります。）の数の合計数を記載してください。

（15）　㉖欄には、①欄の計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者のうち、労働契約法第17条第１項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結し、かつ、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第２条第１項に規定する短時間労働者でない労働者であり、当該期間の末日において㉓欄の計画の対象となっている事業所のうち「番号」の欄に○を付した事業所に雇用保険一般被保険者として勤務している労働者の数の合計数を記載してください。

（16）　㉗欄には、㉔欄の数又は㉖欄の数のいずれか少ない数を記載してください。

（17）　㉘欄には、㉔欄の数から㉕欄の数を控除した数（０を下回る場合は０）を記載してください。

（18）　㉙欄には、㉓欄の計画の対象となっている事業所における、①欄の計画期間中に他の事業所から転勤した雇用保険一般被保険者のうち、労働契約法第17条第１項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結し、かつ、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第２条第１項に規定する短時間労働者でない労働者（①欄の計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者で当該期間の末日において㉓欄の計画の対象となっている事業所のうち「番号」の欄に○を付した事業所に雇用保険一般被保険者として勤務している労働者を除きます。）であり、当該期間の末日においても引き続き当該事業所に雇用保険一般被保険者として勤務している労働者の数の合計数を記載してください。

（19）　㉚欄には、㉘欄の数又は㉙欄の数のいずれか少ない数を記載してください。

（20）　①欄の計画期間中に事業所の廃止を行う場合、個人事業主又は法人は、雇用保険適用事業所廃止届を提出する際に雇用促進計画の計画期間中である旨公共職業安定所に申し出てください。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の様式（次項において「新様式」という。）は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第一項に規定する雇用促進計画の期間の初日が属する場合における同項に規定する雇用促進計画の提出について適用し、施行日前に当該期間の初日が属する場合における同項に規定する雇用促進計画の提出については、なお従前の例による。

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、新様式によるものとみなす。

３　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第七十六号

勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第十四条第一項第一号及び第二項（同令第十四条の九第二項及び第十四条の十六第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の二、第十四条の九第一項第一号並びに第十四条の十六第一項第一号の規定に基づき、勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

厚生労働大臣　武見　敬三

勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令

勤労者財産形成促進法施行規則（昭和四十六年労働省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める書類）	（令第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める書類）
第一条の十三　（略）	**第一条の十三**　（略）
２　前項第一号の場合であつて、当該住宅が次条第一号ロに規定するものである場合には、令第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める書類は、前項第一号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める書類とする。	（新設）
一　租税特別措置法第四十一条第二十一項第一号に該当するもの　次に掲げる書類	
イ　当該住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）第六条に規定する通知書（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第八条第一項の変更の認定があつた場合には、同令第九条に規定する通知書。以下この号において「認定通知書」という。）の写し（同法第十条の承継があつた場合には、認定通知書及び同令第十五条に規定する通知書の写し）	
ロ　当該住宅に係る租税特別措置法施行規則第二十六条第一項若しくは第二項に規定する証明書若しくはその写し又は当該家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める長期優良住宅の普及の促進に関する法律第九条第一項に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築された家屋に該当する旨を証する書類若しくはその写し	
二　租税特別措置法第四十一条第二十一項第二号に規定する住宅の用に供する都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第二条第三項に規定する低炭素建築物に該当する家屋で政令で定めるもの　次に掲げる書類	
イ　当該住宅に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）第四十三条第二項に規定する通知書（都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の変更の認定があつた場合には、同令第四十六条において読み替えて準用する同令第四十三条第二項に規定する通知書）の写し	

ロ　当該住宅に係る租税特別措置法施行規則第二十六条の二第一項若しくは第三項に規定する証明書若しくはその写し又は当該家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める都市の低炭素化の促進に関する法律第五十六条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づき建築された家屋に該当する旨を証する書類若しくはその写し

三　租税特別措置法第四十一条第二十一項第二号に規定する住宅の用に供する都市の低炭素化の促進に関する法律第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条第一項に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるもの　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十二項に規定する当該家屋の所在地の市町村長若しくは特別区の区長による証明に係る書類又はその写し

四　租税特別措置法第四十一条第二十一項第三号に該当するもの　租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十六項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

五　租税特別措置法第四十一条第二十一項第四号に該当するもの　租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十七項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類又はその写し

（住宅の要件）

第一条の十四　令第十四条第二項（令第十四条の九第二項及び第十四条の十六第二項において準用する場合を含む。）に規定する住宅に係る厚生労働省令で定める床面積、経過年数その他必要な事項は、当該住宅が次に掲げる要件を満たすものであることとする。

一　床面積が五十平方メートル以上であること（勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であつて、当該住宅が次に掲げるいずれかのものであるときは、床面積が四十平方メートル以上であること。）。

イ　令和五年十二月三十一日までに建築基準法第六条第一項の規定による確認（ロにおいて「建築確認」という。）を受けたもの

ロ　租税特別措置法第四十一条第二十一項各号に掲げるものであつて、令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日までの間に建築確認を受けたもの

二　当該住宅が令第三十六条第二項に規定する既存住宅である場合には、次のいずれかに該当するものであること。

イ　（略）

ロ　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は租税特別措置法施行令第二十六条第三項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであること。

三　（略）

（住宅の要件）

第一条の十四　令第十四条第二項（令第十四条の九第二項及び第十四条の十六第二項において準用する場合を含む。）に規定する住宅に係る厚生労働省令で定める床面積、経過年数その他必要な事項は、当該住宅が次に掲げる要件を満たすものであることとする。

一　床面積が五十平方メートル以上であること（勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であつて、当該住宅が令和五年十二月三十一日までに建築基準法第六条第一項の規定による確認を受けたものであるときは、床面積が四十平方メートル以上であること。）。

（新設）

（新設）

二　当該住宅が令第三十六条第二項に規定する既存住宅である場合には、次のいずれかに該当するものであること。

イ　（略）

ロ　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第三項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであること。

三　（略）

（増改築等の要件）

第一条の十四の二　令第十四条の二の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　（略）

二　当該工事をした住宅の当該工事に係る部分のうちにその者（第一条の十三第一項第一号ロに規定する場合に該当するときには、その者の配偶者又は扶養親族。第四号において同じ。）の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該工事に要する費用の額が当該工事に要する費用の額の二分の一以上であること。

三・四　（略）

（令第十四条の九第一項第一号の厚生労働省令で定める書類）

第一条の十八　令第十四条の九第一項第一号の厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　（略）

二　持家である住宅の増改築等のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく保険金等の支払をする場合　次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　第一条の十三第一項第二号ハに定める書類

（令第十四条の十六第一項第一号の厚生労働省令で定める書類）

第一条の二十一　令第十四条の十六第一項第一号の厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　（略）

二　持家である住宅の増改築等のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく満期返戻金等の支払をする場合　次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　第一条の十三第一項第二号ハに定める書類

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十四号

所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の施行に伴い、及び農林水産物及び食品の輸出に関する法律（令和元年法律第五十七号）第六十一条の規定に基づき、農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

農林水産大臣　坂本　哲志

農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年農林水産省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

（増改築等の要件）

第一条の十四の二　令第十四条の二の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　（略）

二　当該工事をした住宅の当該工事に係る部分のうちにその者（第一条の十三第一項第一号ロに規定する場合に該当するときには、その者の配偶者又は扶養親族。第四号において同じ。）の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該工事に要する費用の額が当該工事に要する費用の額の二分の一以上であること。

三・四　（略）

（令第十四条の九第一項第一号の厚生労働省令で定める書類）

第一条の十八　令第十四条の九第一項第一号の厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　（略）

二　持家である住宅の増改築等のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく保険金等の支払をする場合　次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　第一条の十三第二号ハに定める書類

（令第十四条の十六第一項第一号の厚生労働省令で定める書類）

第一条の二十一　令第十四条の十六第一項第一号の厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　（略）

二　持家である住宅の増改築等のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく満期返戻金等の支払をする場合　次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　第一条の十三第二号ハに定める書類

改正後	改正前
（輸出事業用資産に関する事項の証明の申請） **第七条**　認定輸出事業者は、認定輸出事業計画に記載された輸出事業用資産（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十三条第一項に規定する輸出事業用資産又は同法第四十六条第一項に規定する輸出事業用資産をいう。以下この項において同じ。）を輸出事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後において、当該輸出事業用資産を輸出事業の用に供した割合が、次の表の上欄に掲げる年（法人にあっては、事業年度。以下この項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合以上であることについて、農林水産大臣の証明を受けることができる。 （略） 2　（略）	（輸出事業用資産に関する事項の証明の申請） **第七条**　認定輸出事業者は、認定輸出事業計画に記載された輸出事業用資産（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十三条の二第一項に規定する輸出事業用資産若しくは同法第四十六条の二第一項に規定する輸出事業用資産又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の二第一項に規定する輸出事業用資産若しくは同法第六十八条の三十四第一項に規定する輸出事業用資産をいう。以下この項において同じ。）を輸出事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後において、当該輸出事業用資産を輸出事業の用に供した割合が、次の表の上欄に掲げる年（法人にあっては、事業年度。以下この項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合以上であることについて、農林水産大臣の証明を受けることができる。 （略） 2　（略）

附　則

この省令は、所得税法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第二十七号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

経済産業大臣　齋藤　健

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第十七条第二項及び第四項並びに第十八条第五項及び第九項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

様式第一から様式第二の二まで及び様式第四から様式第八の四まで中「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の下に「（以下「法」という。）」を加える。

様式第六から様式第六の三まで中「（施行規則」を「（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

様式第六から様式第六の三まで及び様式第七から様式第八の六まで中「（同法施行規則」を「（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）」に改める。

様式第六の四中「（法第12条」を「（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条」に、「施行規則」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

様式第七から様式第七の四まで及び様式第八から様式第八の四まで中「施行規則第１条第12項第２号ホ」を「施行規則第１条第17項第２号ホ」に改める。

様式第七の五及び様式第八の五中「施行規則第１条第25項」を「施行規則第17条第４項」に改める。

様式第八の五及び様式第八の六中「前条第４項」を「施行規則第17条第４項」に改める。

様式第十一、様式第十四、様式第十五、様式第十七から様式第十七の三まで、様式第十九の二から様式第二十の六まで、様式第二十の九から様式第二十一の三まで、様式第二十六及び様式第二十七中「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則」の下に「（以下「施行規則」という。）」を加える。

様式第十一、様式第十二、様式第十三から様式第十五まで及び様式第十七中「施行規則第１条第13項第２号ホ」を「施行規則第１条第17項第２号ホ」に改める。

様式第十一、様式第十七の二及び様式第十七の三中「法第12条第１項の認定に係る贈与」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第12条第１項の認定に係る贈与」に改める。

様式第十一の十一中「(同条第25項」を「(同条第30項」に改める。

様式第十一の十一及び様式第十七の十一中「施行規則第１条第26項第３号」を「施行規則第１条第31項第３号」に改める。

様式第十五中「施行規則第12条第11項の規定による」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第11項の規定による」に、「(の規定」を「(施行規則第６条第２項の規定」に改め、様式第十五備考④中「第１号」を「施行規則第６条第２項第１号」に改め、様式第十五備考⑤中「第６条第２項」を「施行規則第６条第２項」に改める。

様式第十六中「施行規則第12条第37項の規定による」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第37項の規定による」に改める。

様式第十七中「施行規則第13条第２項の規定」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第２項の規定」に、「法第12条第１項の認定に係る贈与」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第12条第１項の認定に係る贈与」に改める。

様式第十七の十一中「施行規則第13条第７項の規定」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第７項の規定」に、「特別関係者に対する」を「特別関係者（施行規則第１条第30項に掲げる者をいう。以下同じ。）に対する」に改め、「(同条第25項に掲げる者をいう。)」を削る。

様式第十七の十一中「施行規則第13条第10項の規定」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第10項の規定」に、「(施行規則第１条第25項に掲げる者をいう。)」を「(施行規則第１条第30項に掲げる者をいう。以下同じ。)」に改める。

様式第十八及び様式第十九中「施行規則第13条第12項の規定」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の規定」に改める。

様式第十九の十一中「施行規則第13条第14項」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第14項」に改める。

様式第十一十から様式第十一十の六まで中「法第12条」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条」に改める。

様式第十一十の十一記載要領③中「２　規則」を「２　施行規則」に改める。

様式第十一十の五中「３　規則」を「３　施行規則」に改める。

様式第十一十の六「２　規則第13条の２」を「２　施行規則第13条の２」に、「３　規則第13条の２」を「３　施行規則第13条の２」に改める。

様式第十一十の七及び様式第十一十の八中「施行規則第13条の２第４項」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の２第４項」に改める。

様式第十一十の九中「施行規則第13条の２第６項」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の２第６項」に改める。

様式第十一十一中「施行規則第17条第２項の規定」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第２項の規定」に改める。

様式第十一十一の十一中「施行規則第17条第３項の規定」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第３項の規定」に改める。

様式第十一十一の十一中「施行規則第17条第４項の規定」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第４項の規定」に改める。

様式第十一十一中「施行規則第17条第５項、第18条第10項又は第18条の２第３項の規定による確認書」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第５項、第18条第10項又は第18条の２第３項の規定による確認書」に改める。

様式第十一十一中「施行規則第17条第５項、第18条第10項又は第18条の２第３項の規定による確認をしない旨の通知書」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第５項、第18条第10項又は第18条の２第３項の規定による確認をしない旨の通知書」に、「第18条の２第２項」を「第18条の２第３項」に改める。

様式第十一十四中「施行規則第18条第５項の規定による」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第18条第５項の規定による」に改める。

様式第十一十四の十一中「施行規則第18条第６項の規定による」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第18条第６項の規定による」に改める。

様式第十一十四の十一中「施行規則第18条第９項の規定による」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第18条第９項の規定による」に改める。

様式第十一十四の四中「施行規則第18条の２第２の規定による」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第18条の２第２項の規定による」に、「第18条第２項」を「第18条の２第２項」に改める。

様式第十一十五中「施行規則第19条第３項の規定による」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第19条第３項の規定による」に改める。

様式第十一十六中「施行規則第19条第４項」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第19条第４項」に改める。

様式第十一十八及び様式第十一十九中「施行規則第20条第14項」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第20条第14項」に改める。

附　則

１　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

２　この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令第二十八号

所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の施行に伴い、並びに中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第八項、第六条及び第七条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

経済産業大臣　齋藤　健

中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令

中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（社外高度人材の要件） **第四条**　法第二条第八項の新事業活動に有用な高度な知識又は技能を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　我が国の国家資格（資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、又は当該資格に係る名称を使用することができないこととされているものをいう。）を有すること。 二　博士の学位を有すること。 三　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の上欄の高度専門職の在留資格をもって在留していること。 四　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において教授又は准教授の職にあること。 五　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式若しくは同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社（以下「上場会社等」という。）又は上場会社等でない会社（新事業活動に係る投資及び	（社外高度人材の要件） **第四条**　法第二条第八項の新事業活動に有用な高度な知識又は技能を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　我が国の国家資格（資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、又は当該資格に係る名称を使用することができないこととされているものをいう。）を有し、かつ、当該資格に係る業務又は行為について三年以上の実務経験があること。 二　博士の学位を有し、かつ、研究、研究の指導又は教育について三年以上の実務経験があること。 三　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の上欄の高度専門職の在留資格をもって在留し、当該専門性について三年以上の実務経験があること。 ［新設］ 四　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社（以下「上場会社等」という。）の役員として、三年以上の実務経験があること。

指導を新規中小企業者等に対して行うことを業とする者として第三条で定める要件に該当する者から投資及び指導を受ける会社に限る。）の役員又は会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百六十二条第四項第三号若しくは第三百九十九条の十三第四項第三号に規定する重要な使用人として、一年以上の実務経験があること。	
六　［略］	五　［略］
七　認定を受けようとする社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始しようとする日から遡って十年間において、本邦の公私の機関との契約に基づいて、製品又は役務の開発に二年以上従事し、かつ、次のイ又はロに該当すること。	六　認定を受けようとする社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始しようとする日から遡って十年間において、本邦の公私の機関との契約に基づいて、製品又は役務の開発に二年以上従事し、かつ、次のイ又はロに該当すること。
イ　［略］	イ　［略］
ロ　当該機関が、認定を受けようとする社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始しようとする日から遡って十年間において継続して上場会社等でない場合、次の(1)から(4)までのいずれかに該当すること。 (1)　当該機関の従業員として当該製品又は役務の開発に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該機関の全ての事業の売上高が百分の百以上増加し、かつ、当該製品又は役務の開発に従事していた当該期間の終了時点における全ての事業の売上高が二十億円以上であること。 (2)　当該機関の当該製品又は役務の開発に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該製品又は役務の売上高が百分の百以上増加し、かつ、当該製品又は役務の開発に従事していた当該期間の終了時点の売上高が二億円以上であること。	ロ　当該機関が、認定を受けようとする社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始しようとする日から遡って十年間において継続して上場会社等でない場合、次の(1)又は(2)に該当すること。 (1)　当該機関の従業員として当該製品又は役務の開発に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該機関の全ての事業の売上高が百分の百以上増加したこと（ただし、当該製品又は役務の開発に従事していた当該期間の開始時点の売上高が十億円未満の場合は開始時点の売上高は十億円とみなす。）。 (2)　当該機関の当該製品又は役務の開発に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該製品又は役務の売上高が百分の百以上増加したこと（ただし、当該製品又は役務の開発に従事していた当該期間の開始時点の売上高が一億円未満の場合は開始時点の売上高は一億円とみなす。）。

(3)　当該機関の従業員として当該製品又は役務の開発に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該機関の全ての事業の試験研究費その他中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第三条第一項に規定する費用の合計額（以下「試験研究費等合計額」という。）が百分の四十以上増加し、かつ、当該製品又は役務の開発に従事していた当該期間の終了時点における全ての事業の試験研究費等合計額が二千五百万円以上であること。

(4)　当該機関の当該製品又は役務の開発に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該製品又は役務の試験研究費等合計額が百分の四十以上増加し、かつ、当該製品又は役務の開発に従事していた当該期間の終了時点の試験研究費等合計額が二百五十万円以上であること。

八　認定を受けようとする社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始しようとする日から遡って十年間において、本邦の公私の機関との契約に基づいて、製品又は役務の販売又は提供に二年以上従事し、かつ、当該機関が、認定を受けようとする社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始しようとする日から遡って十年間において継続して上場会社等でない場合、次のイ又はロに該当すること。

イ　当該機関の従業員として当該製品又は役務の販売又は提供に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該機関の全ての事業の売上高が百分の百以上増加し、かつ、当該製品又は役務の販売又は提供に従事していた当該期間の終了時点における全ての事業の売上高が二十億円以上であること。

ロ　当該機関の当該製品又は役務の販売又は提供に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該製品又は役務の売上高が百分の百以上増加し、かつ、当該製品又は役務の販売又は提供に従事していた当該期間の終了時点の売上高が二億円以上であること。

九　認定を受けようとする社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始しようとする日から遡って十年間において、本邦の公私の機関との契約に基づいて、資金調達に二年以上従事し、かつ、当該機関が、認定を受けようとする社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始しようとする日から遡って十年間において継続して上場会社等でない場合、当該機関の当該資金調達に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該機関の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十六項に規定する資本金等の額（以下この号において「資本金等の額」という。）が百分の百以上増加し、かつ、当該資金調達に従事していた当該期間の終了時点の当該機関の資本金等の額が一千万円以上であること。

（診断及び指導に係る要件）

第八条　法第六条の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一～四　［略］

五　次のイからハまでのいずれかに該当する会社であること。

イ　新規中小企業者（合併又は分割により設立されたものを除く。）のうち、法第二条第三項第二号に該当するもの（ロ及びハにおいて「第二号新規中小企業者」という。）であって次の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たすものであること又は同項第三号に該当するものであること。

(1)　前事業年度において試験研究費等合計額の中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第

［新設］

［新設］

［新設］

（診断及び指導に係る要件）

第八条　法第六条の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一～四　［略］

五　次のイからハまでのいずれかに該当する会社であること。

イ　新規中小企業者（合併又は分割により設立されたものを除く。）のうち、法第二条第三項第二号に該当するもの（ロ及びハにおいて「第二号新規中小企業者」という。）であって次の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たすものであること又は同項第三号に該当するものであること。

(1)　前事業年度において試験研究費その他中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第三

三条第二項に規定する収入金額（第十条第一項第二号ロにおいて「収入金額」という。）に対する割合が百分の三を超えるもの又は売上高成長率（前事業年度の売上高の額（事業年度の期間が一年未満の場合にあっては、当該売上高の額を一年当たりの額に換算した額。以下この⑴において同じ。）の前々事業年度の売上高の額に対する割合又は前事業年度の売上高の額（設立事業年度の次の事業年度から前事業年度までの事業年度の数で乗根して得た割合をいう。以下同じ。）が百分の百二十五を超えるもの

⑵～⑶　［略］

ロ～ハ　［略］

六　［略］

（特定新規中小企業者の確認）

第九条　［略］

2～4　［略］

5　都道府県知事は、あらかじめ、申請者である第二項の新規中小企業者の承諾を得て、前項の規定による確認書の交付に代えて、当該確認書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）を提供することができる。この場合において、当該都道府県知事は、同項の規定による確認書の交付を行ったものとみなす。

6　都道府県知事は、第四項の確認をしないときは、申請者である第二項の新規中小企業者に対して、様式第四によりその旨を通知するものとする。

7～9　［略］

条第一項に規定する費用の合計額（以下「試験研究費等合計額」という。）の同条第二項に規定する収入金額（第十条第一項第二号ロにおいて「収入金額」という。）に対する割合が百分の三を超えるもの又は売上高成長率（前事業年度の売上高の額（事業年度の期間が一年未満の場合にあっては、当該売上高の額を一年当たりの額に換算した額。以下この⑴において同じ。）の前々事業年度の売上高の額に対する割合又は前事業年度の売上高の額の設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）の売上高の額に対する割合を設立事業年度の次の事業年度から前事業年度までの事業年度の数で乗根して得た割合をいう。以下同じ。）が百分の百二十五を超えるもの

⑵～⑶　［略］

ロ～ハ　［略］

六　［略］

（特定新規中小企業者の確認）

第九条　［略］

2～4　［略］

［新設］

5　都道府県知事は、前項の確認をしないときは、申請者である第二項の新規中小企業者に対して、様式第四によりその旨を通知するものとする。

6～8　［略］

第十条　［略］

2　前項の確認の申請は、前条第一項の確認の申請と同時に行わなければならない。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を同条第二項の申請書に添付するものとする。

一　前項第一号に掲げる要件に該当するものであることの確認を受けようとする場合　次のイ及びロに掲げる書類

イ　［略］

ロ　法人税法第百四十八条第一項に規定する届出書の写し

（特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認）

第十一条　法第七条の規定による確認を受けようとする法第六条に規定する特定新規中小企業者は、基準日（当該特定新規中小企業者の発行する株式の払込みの期日（払込みの期間を定めた場合にあっては、出資の履行をした日）又は当該株式が当該特定新規中小企業者の設立に際して発行された場合は、当該設立の日（当該特定新規中小企業者が第八条第五号ハに該当する会社である場合は、当該設立の日の属する年十二月三十一日）をいう。次項第一号ロ及びニ、次項第二号イからハまで並びに第十二条の二第一項第一号において同じ。）ごとに、様式第六による申請書を都道府県知事に提出するものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　当該特定新規中小企業者（第九条第一項の確認を受けていないもの及び同項の確認を受けた後にその主たる事務所を他の都道府県に移転したものに限る。以下この号において同じ。）が法第六条に規定する要件に該当することを証する書類として次に掲げる書類

イ　［略］

第十条　［略］

2　前項の確認の申請は、前条第一項の確認の申請と同時に行わなければならない。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を同条第二項の申請書に添付するものとする。

一　前項第一号に掲げる要件に該当するものであることの確認を受けようとする場合　次のイ及びロに掲げる書類

イ　［略］

ロ　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百四十八条第一項に規定する届出書の写し

（特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認）

第十一条　法第七条の規定による確認を受けようとする法第六条に規定する特定新規中小企業者は、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごと（第九条第一項の確認を受けた特定新規中小企業者が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた場合にあっては、個人及び当該期日又は当該期間ごと）に、様式第六による申請書一通を都道府県知事に提出するものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　当該特定新規中小企業者（第九条第一項の確認を受けていないもの及び同項の確認を受けた後にその主たる事務所を他の都道府県に移転したものに限る。以下この号において同じ。）が法第六条に規定する要件に該当することを証する書類として次に掲げる書類

イ　［略］

ロ　基準日におけるその株主名簿

ハ～リ　［略］

二・三　［略］

四　前項の個人が同項の特定新規中小企業者により発行される株式であって、新株予約権（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十二第四項各号又は第二十六条の二十八の三第三項各号に掲げる新株予約権に限る。以下この条において同じ。）の行使により発行されたものを払込みにより取得した場合にあっては、当該新株予約権を当該個人が払込みにより取得したことを証する書類として次に掲げる書類

イ　会社法第二百四十六条第一項の規定による払込みがあったことを証する書面

ロ　個人からの金銭による払込みを受けて新株予約権を発行するときに締結した投資に関する契約書の写し

ハ　当該新株予約権の割当日（会社法第二百三十八条第一項第四号に規定する割当日をいう。）における新株予約権原簿

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、参考となる書類

3　第一項の特定新規中小企業者により発行される株式を同項の個人が民法組合等（民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合をいう。）を通じて取得した場合にあっては、当該特定新規中小企業者は、前項各号に掲げる書類（同項第三号ロに掲げるものを除く。）のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　［略］

二　当該民法組合等が取得した当該株式（会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第百九十九条第一項に規定する募集株式に限る。次項第二号において同じ。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

三　［略］

4　第一項の個人が同項の特定新規中小企業者により発行される株式を、当該個人が受益者となった信託（指定金銭信託であって、合同運用信託（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十一号に規定する合同運用信託をいう。）以外のものに限る。以下同じ。）の財産として取得した場合にあっては、当該特定新規中小企業者は、第二項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　当該信託に係る信託契約書の写し

二　当該信託の財産として取得した当該株式の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

三　前二号に掲げるもののほか、参考となる書類

5　［略］

6　都道府県知事は、あらかじめ、第一項の特定新規中小企業者の承諾を得て、前項の規定による確認書の交付に代えて、当該確認書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供することができる。この場合において、当該都道府県知事は、同項の規定による確認書の交付を行ったものとみなす。

7　都道府県知事は、第五項の確認をしないときは、申請者である第一項の特定新規中小企業者に対して、同項の個人ごとに様式第十一によりその旨を通知するものとする。

ロ　基準日（第一項に規定する株式の払込みの期日（払込みの期間を定めた場合にあっては、出資の履行をした日）又は当該株式が当該特定新規中小企業者の設立に際して発行された場合は、当該設立の日（当該特定新規中小企業者が第八条第五号ハに該当する会社である場合は、当該設立の日の属する年十二月三十一日）をいう。ニ及び第二号イからハまでにおいて同じ。）におけるその株主名簿

ハ～リ　［略］

二・三　［略］

［新設］

3　第一項の特定新規中小企業者により発行される株式を同項の個人が民法組合等（民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合をいう。）を通じて取得した場合にあっては、当該特定新規中小企業者は、前項各号に掲げる書類（同項第三号ロに掲げるものを除く。）のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　［略］

二　当該民法組合等が取得した当該株式（会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第百九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

三　［略］

［新設］

4　［略］

［新設］

5　都道府県知事は、前項の確認をしないときは、申請者である第一項の特定新規中小企業者に対して、同項の個人ごとに様式第十一によりその旨を通知するものとする。

（特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認の取消し）

第十二条の二　都道府県知事は、第十一条第一項の確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該者に対し、当該確認を取り消すことができる。

一　基準日において特定新規中小企業者でないことが明らかになったとき。

二　第十一条第一項の確認の申請に際して不正又は虚偽の申請を行ったとき。

2　都道府県知事は、前項の規定により第十一条第一項の確認を取り消した場合においては、当該確認を受けた者に対して、様式第十二の二により当該確認を取り消した旨を通知し、当該確認に係る確認書の返還を求めることとする。

3　都道府県知事は、第一項の規定により第十一条第一項の確認を取り消したときは、当該確認を受けた者の所在地の所轄税務署長にその旨を通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

（経営力向上設備等の要件）

第十六条　法第十七条第三項の経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定める設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

三　機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次のイからハまでのいずれかに該当することにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

イ　［略］

ロ　現に実施している事業に関するデータ（電磁的記録に記録された情報をいう。次項第三号ロにおいて同じ。）の集約及び分析を情報処理技術を用いて行うことにより、当該事業の工程に関する最新の状況の把握及び経営資源（法第二条第十項に規定する経営資源をいう。以下この号及び次項第三号において同じ。）等の最適化を行うことができるようにすること。

ハ　［略］

四　［略］

2　［略］

（先端設備等導入計画の認定の申請）

第二十五条　法第五十二条第一項の規定により先端設備等導入計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十二による申請書一通を同項に規定する特定市町村の長（以下この条及び次条において同じ。）に提出しなければならない。

2・3　［略］

4　当該先端設備等導入計画の申請の日の属する事業年度又は当該日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下この項において同じ。）から当該日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額（以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。）を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上となる方針を先端設備等導入計画に記載する場合においては、その旨を従業員に表明したことを証する書類を添付しなければならない。

5　［略］

［新設］

（経営力向上設備等の要件）

第十六条　法第十七条第三項の経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定める設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

三　機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次のイからハまでのいずれかに該当することにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

イ　［略］

ロ　現に実施している事業に関するデータ（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記録された情報をいう。次項第三号ロにおいて同じ。）の集約及び分析を情報処理技術を用いて行うことにより、当該事業の工程に関する最新の状況の把握及び経営資源（法第二条第十項に規定する経営資源をいう。以下この号及び次項第三号において同じ。）等の最適化を行うことができるようにすること。

ハ　［略］

四　［略］

2　［略］

（先端設備等導入計画の認定の申請）

第二十五条　法第五十二条第一項の規定により先端設備等導入計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十二による申請書一通を同項に規定する特定市町村の長（以下この条及び次条において同じ。）に提出しなければならない。

2・3　［略］

4　当該先端設備等導入計画の申請の日の属する事業年度又は当該日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の四第三項第八号又は第四十二条の十二の五第三項第九号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下この項において同じ。）から当該日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額（以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。）を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上となる方針を先端設備等導入計画に記載する場合においては、その旨を従業員に表明したことを証する書類を添付しなければならない。

5　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第三から様式第六まで及び様式第十を次のように改める。

様式第３（第９条関係）

確認書（エンジェル税制事前確認書）

番　　号
年　　月　　日

会　社　所　在　地
会　　社　　名
役職・代表者の氏名　殿

都道府県知事　名

　　年　　月　　日付けの下記の確認申請について、中小企業等経営強化法施行規則第９条第１項の規定に基づき、次の｛１、２、３、４｝のいずれかに該当することを確認します。

記

１　次の一及び二のいずれにも該当すること。
一　中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）規則第８条第１号から第４号までに該当すること。
第１号　株式会社であること
第２号　未上場会社であること
第３号　大規模会社の子会社でないこと
第４号　風俗営業等を行っていないこと
二　規則第８条第５号イ及び第６号イに該当すること。
イ　業種
ロ　資本金額　　万円
ハ　従業員数　　人
ニ　設立年月日　　年　　月　　日
ホ　次の⑴から⑷までに掲げる要件のいずれかを満たすこと。
⑴　収入金額に対する試験研究費等の割合　　％　（３％以上又は５％以上）
⑵　研究者の人数　　人（　　％）（２人以上かつ１０％以上）
⑶　新事業活動従事者の人数　　人（　　％）（２人以上かつ１０％以上）
⑷　売上高成長率　　％　（２５％以上）
ヘ　外部資本が１/６以上であること

２　１の一及び二のいずれにも該当し、かつ、規則第１０条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当すること。

３　次の一及び二のいずれにも該当すること。
一　規則第８条第１号から第４号までに該当すること。
第１号　株式会社であること
第２号　未上場会社であること
第３号　大規模会社の子会社でないこと
第４号　風俗営業等を行っていないこと
二　規則第８条第５号ロ及び第６号ロに該当すること。
イ　業種
ロ　資本金額　　万円
ハ　従業員数　　人
ニ　設立年月日　　年　　月　　日
ホ　次の⑴から⑷までに掲げる要件のいずれかを満たすこと。
⑴　収入金額に対する試験研究費等の割合　　％　（３％以上又は５％以上）
⑵　研究者の人数　　人（　　％）（２人以上かつ１０％以上）
⑶　新事業活動従事者の人数　　人（　　％）（２人以上かつ１０％以上）
⑷　売上高成長率　　％　（２５％以上）
ヘ　次の⑴又は⑵に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
⑴　設立１年未満かつ設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）を経過していない場合、事業計画（出資金に対する試験研究費等の割合が３０％を超える見込みを記載したもの）　（有）
⑵　設立後最初の事業年度を経過している場合、次の⒤及び⒤のいずれにも該当すること。
⒤　次の⑺又は⑻に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
⑺　売上高　（０）
⑻　出資金に対する試験研究費等の割合　　％　（３０％以上）
⒤　営業損益　（０未満）
ト　外部資本が１/２０以上であること

４　３の一及び二のいずれにも該当し、かつ、規則第１０条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当すること。

この確認書は　　年　　月　　日までに規則第１１条第１項に規定する基準日（以下「基準日」という。）が到来する場合に限り有効です。
⑴　この確認書は本店所在地が　　（都・道・府・県）にある限り有効です。
⑵　この確認が行われたことについては、希望しない旨の意思表示があった場合を除き、エンジェル税制に関する経済産業省のホームページにおいて公表されます。（併せて、都道府県のホームページ等において公表することがあります。）
⑶　基準日において規則第８条各号（第５号に掲げる要件にあっては同号イ又はロ、第６号に掲げる要件にあっては同号イ又はロ。以下同じ。）に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段によりこの確認を受けたことが判明するに至ったときは、中小企業等経営強化法第７条の確認（エンジェル税制の確認）を受けられないことがあります。
⑷　この確認は、政府又は地方公共団体として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではありません。
⑸　注意事項を遵守してください。

注意事項
１　払込後速やかに中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第７条に規定する確認申請行うこと。
２　法第７条の規定による確認（以下「エンジェル税制の確認」という。）を受けるときは、都道府県知事にこの確認書を提出すること。

３　規則第８条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないものとなったときその他この確認書の申請が行われた日の属する事業年度においてこの確認書が不要になったときは、直ちにこの確認書を都道府県知事に返納すること。
４　基準日において規則第８条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段によりこの確認を受けたことが判明するに至ったときは、エンジェル税制の確認を受けられない旨、投資家に伝達すること。
５　この確認は、政府又は地方公共団体として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではないことを投資家に伝達すること。
６　エンジェル税制に関する経済産業省のホームページを確認する旨、投資家に伝達すること。
７　公の秩序又は善良の風俗を害するような活動を行わないこと。
（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
（記載要領）
１　中小企業等経営強化法施行規則第９条第１項の規定に基づき、次の｛１、２、３、４｝のいずれかに該当することを確認します。
　該当するものに丸をつける。
２　１の二のホ　次の⑴から⑷までに掲げる要件のいずれかを満たすこと。
　⑴から⑷までのいずれかのうち、申請者が証する要件を選択して記載する。
３　３の二のホ　次の⑴から⑷までに掲げる要件のいずれかを満たすこと。
　⑴から⑷までのいずれかのうち、申請者が証する要件を選択して記載する。
４　３の二のヘ⑵⒤　次の㈠又は㈡に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
　㈠又は㈡のいずれかのうち、申請者が証する要件を選択して記載する。

様式第６（第１１条関係）

申請書

年　　月　　日

都道府県知事　殿

会　社　所　在　地
会　　社　　名
役職・代表者の氏名

中小企業等経営強化法第７条の規定による確認を受けたいので、下記のとおり申請します。また、注意事項に同意します。

記

１　中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第８条第５号｛イ、ロ、ハ｝及び第６号｛イ、ロ、ハ｝に該当すること
２　個人の氏名及び住所
３　取得株式数　　株
４　払込金額　　１株　　円
（うち、新株予約権に係る払込金額　　円）
５　払込金額の総額　　円
（うち、新株予約権に係る払込金額の総額　　円）
６　基準日　　年　月　日
７　事業沿革

注意事項
１　規則第８条第５号ハ及び第６号ハに該当することの確認を受ける場合、その会社の主たる事業が、他の事業者からその全部または一部を譲り受けたものでないこと。　□
２　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当しない会社であって、かつ、役員に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者がいないこと。　□
３　暴力団又は暴力団員等の統制の下にない会社であること。　□
４　公の秩序又は善良の風俗を害するような活動を行わないこと。　□
５　規則第８条第５号ロ及び第６号ロに該当することの確認を受ける場合、本確認申請書上記２記載の個人のうち、実質的株主ではないにも関わらず株式譲渡益非課税枠を利用する目的で一時的に株主となろうとするもの（名義貸しを行っているケースや株式取得前に他の者との間で株式取得後に当該株式を譲渡する旨の約束をしているケースなど）には、株式を取得させないこと。また、本確認申請書上記２記載の個人であって既に株式を取得した者が、実質的株主ではないにも関わらず株式譲渡益非課税枠を利用する目的で一時的に株主になっていたことが判明した場合には、その旨を、本確認を行った都道府県に届け出ること

。　□

上記注意事項に同意する場合には、上記□内に印をつけること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１　中小企業等経営強化法施行規則第８条第５号｛イ、ロ、ハ｝及び第６号｛イ、ロ、ハ｝に該当すること

該当するものに丸をつける。

２　個人の氏名及び住所

株式を個人が民法組合等（民法第６６７条第１項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第２条第２項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）を通じて取得した場合にあっては、当該取得に係る全ての民法組合等の名称及び所在地並びに当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員（投資事業有限責任組合にあっては無限責任組合員）の名称及び所在地並びに当該個人の出資価額割合を追記する。

また、株式を個人が信託（指定金銭信託であって、所得税法第二条第一項第十一号に規定する合同運用信託以外のものに限る。以下同じ。）の財産として取得した場合にあっては、当該取得に係る信託の受託者の名称及び所在地を追記する。

３　取得株式数

株式を個人が民法組合等を通じて又は信託の財産として取得した場合にあっては、当該取得に係る全ての民法組合等又は信託の受託者の取得株式数を追記する。

４　払込金額

規則第１１条第２項第４号に規定する新株予約権を行使して株式を取得した場合にあっては、当該新株予約権に係る１株あたりの払込金額も含めた払込金額を記載するとともに、「うち、新株予約権に係る払込金額」の欄に、（当該新株予約権の取得金額/当該行使により取得した株式の数）で計算される金額を記載する。

５　払込金額の総額

株式を個人が民法組合等を通じて又は信託の財産として取得した場合は、当該取得に係る全ての民法組合等又は信託の受託者の出資の総額を追記する。また、規則第１１条第２項第４号に規定する新株予約権を行使して株式を取得した場合にあっては、当該新株予約権に係る払込金額の総額も含めた払込金額の総額を記載する。

６　基準日

規則第１１条第１項に規定する基準日を記載する。

７　事業沿革

規則第８条第５号ハ及び第６号ハに該当することの確認を受ける場合に限り、記載する。

様式第７（第１２条関係）

申請書

年　　月　　日

都道府県知事　殿

会　社　所　在　地
会　　社　　名
役職・代表者の氏名

中小企業等経営強化法第７条の規定に係る確認及び中小企業等経営強化法施行規則第１２条第１項の規定に係る確認を受けたいので、下記のとおり申請します。また、注意事項に同意します。

記

１　中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第８条第５号｛イ、ロ｝及び第６号｛イ、ロ｝に該当すること
２　個人の氏名及び住所
３　取得株式数　　株
４　払込金額　　１株　　円
（うち、新株予約権に係る払込金額　　円）
５　払込金額の総額　　円
（うち、新株予約権に係る払込金額の総額　　円）
６　基準日　　年　月　日

注意事項

１　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当しない会社であって、かつ、役員に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者がいないこと。　□
２　暴力団又は暴力団員等の統制の下にない会社であること。　□
３　公の秩序又は善良の風俗を害するような活動を行わないこと。　□
４　規則第８条第５号ロ及び第６号ロに該当することの確認を受ける場合、本確認申請書上記２記載の個人のうち、実質的株主ではないにも関わらず株式譲渡益非課税枠を利用する目的で一時的に株主となろうとするもの（名義貸しを行っているケースや株式取得前に他の者との間で株式取得後に当該株式を譲渡する旨の約束をしているケースなど）には、株式を取得させないこと。また、本確認申請書上記２記載の個人であって既に株式を取得した者が、実質的株主ではないにも関わらず株式譲渡益非課税枠を利用する目的で一時的に株主になっていたことが判明した場合には、その旨を、本確認を行った都道府県に届け出ること。　□

上記注意事項に同意する場合には、上記□内に印をつけること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
（記載要領）
１　中小企業等経営強化法施行規則第８条第５号｛イ、ロ｝及び第６号｛イ、ロ｝に該当すること
　該当するものに丸をつける。
２　個人の氏名及び住所
　株式を個人が民法組合等（民法第６６７条第１項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第２条第２項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）を通じて取得した場合にあっては、当該取得に係る全ての民法組合等の名称及び所在地並びに当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員（投資事業有限責任組合にあっては無限責任組合員）の名称及び所在地並びに当該個人の出資価額割合を追記する。
　また、株式を個人が信託（指定金銭信託であって、所得税法第二条第一項第十一号に規定する合同運用信託以外のものに限る。以下同じ。）の財産として取得した場合にあっては、当該取得に係る信託の受託者の名称及び所在地を追記する。
３　取得株式数
　株式を個人が民法組合等を通じて又は信託の財産として取得した場合にあっては、当該取得に係る全ての民法組合等又は信託の受託者の取得株式数を追記する。
４　払込金額
　規則第１１条第２項第４号に規定する新株予約権を行使して株式を取得した場合にあっては、当該新株予約権に係る１株あたりの払込金額も含めた払込金額を記載するとともに、「うち、新株予約権に係る払込金額」の欄に、（当該新株予約権の取得金額/当該行使により取得した株式の数）で計算される金額を記載する。
５　払込金額の総額
　株式を個人が民法組合等を通じて又は信託の財産として取得した場合は、当該取得に係る全ての民法組合等又は信託の受託者の出資の総額を追記する。また、規則第１１条第２項第４号に規定する新株予約権を行使して株式を取得した場合にあっては、当該新株予約権に係る払込金額の総額も含めた払込金額の総額を記載する。
６　基準日
　規則第１１条第１項に規定する基準日を記載する。

様式第８（第１１条関係）

宣言書

年　　月　　日

都道府県知事　殿

会社所在地
会　社　名
役職・代表者の氏名

当社は、｛　　年　　月　　日の払込期日、払込みの日、成立の日｝において、中小企業等経営強化法施行規則第８条各号（第５号に掲げる要件にあっては同号イ又はロ、第６号に掲げる要件にあっては同号イ又はロ）に掲げる「特定新規中小企業者」の要件に該当することを宣言します。
（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
（記載要領）
１　｛　　年　　月　　日の払込期日、払込みの日、成立の日｝
　日付を記入の上、該当するものに丸をつける。

様式第１０（第１１条関係）

確認書

番　　号
年　　月　　日

会　社　所　在　地
会　　社　　名
役職・代表者の氏名　殿

都道府県知事　名

年　　月　　日付けの下記の確認申請について、中小企業等経営強化法第７条の規定に基づき確認します。

記

１　中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第８条第５号｛イ、ロ、ハ｝及び第６号｛イ、ロ、ハ｝に該当すること
２　個人の氏名及び住所
３　取得株式数　　株
４　払込金額　　１株　　円
（うち、新株予約権に係る払込金額　　円）
５　払込金額の総額　　円
（うち、新株予約権に係る払込金額の総額　　円）
６　基準日　　年　月　日
７　規則第１０条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当すること
８　以下の事項に同意していること
一　規則第８条第５号ハ及び第６号ハに該当することの確認を受ける場合、その会社の主たる事業が、他の事業者からその全部または一部を譲り受けたものでないこと。
二　規則第８条第５号ロ及び第６号ロに該当することの確認を受ける場合、本確認申請書上記２記載の個人のうち、実質的株主ではないにも関わらず株式譲渡益非課税枠を利用する目的で一時的に株主となろうとするもの（名義貸しを行っているケースや株式取得前に他の者との間で株式取得後に当該株式を譲渡する旨の約束をしているケースなど）には、株式を取得させないこと。また、本確認申請書上記２記載の個人であって既に株式を取得した者が、実質的株主ではないにも関わらず株式譲渡益非課税枠を利用する目的で一時的に株主になっていたことが判明した場合には、その旨を、本確認を行った都道府県に届け出ること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
（記載要領）
１　中小企業等経営強化法施行規則第８条第５号｛イ、ロ、ハ｝及び第６号｛イ、ロ、ハ｝に該当すること
該当するものに丸をつける。
２　個人の氏名及び住所
株式を個人が民法組合等（民法第６６７条第１項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第２条第２項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）を通じて取得した場合にあっては、当該取得に係る全ての民法組合等の名称及び所在地並びに当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員（投資事業有限責任組合にあっては無限責任組合員）の名称及び所在地並びに当該個人の出資価額割合を追記する。
また、株式を個人が信託（指定金銭信託であって、所得税法第二条第一項第十一号に規定する合同運用信託以外のものに限る。以下同じ。）の財産として取得した場合にあっては、当該取得に係る信託の受託者の名称及び所在地を追記する。
３　取得株式数
株式を個人が民法組合等を通じて又は信託の財産として取得した場合にあっては、当該取得に係る全ての民法組合等又は信託の受託者の取得株式数を追記する。
４　払込金額
規則第１１条第２項第４号に規定する新株予約権を行使して株式を取得した場合にあっては、当該新株予約権に係る１株あたりの払込金額も含めた払込金額を記載するとともに、「うち、新株予約権に係る払込金額」の欄に、（当該新株予約権の取得金額/当該行使により取得した株式の数）で計算される金額を記載する。
５　払込み金額の総額
株式を個人が民法組合等を通じて又は信託の財産として取得した場合は、当該取得に係る全ての民法組合等又は信託の受託者の出資の総額を追記する。また、規則第１１条第２項第４号に規定する新株予約権を行使して株式を取得した場合にあっては、当該新株予約権に係る払込金額の総額も含めた払込金額の総額を記載する。
６　基準日
規則第１１条第１項に規定する基準日を記載する。
７　規則第１０条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当すること
中小企業等経営強化法施行規則第１０条第１項の規定に係る都道府県知事の確認を受けていない場合及び同規則第１２条第１項の規定に係る都道府県知事の確認を行わない場合には、取り消し線を引く。

様式第十二の次に次を加える。

様式第１２の２（第１２条の２関係）

中小企業等経営強化法施行規則第１２条の２第１項の規定に基づく確認を取り消す旨の通知書

番　号
年　月　日

会社所在地
会社名
役職・代表者の氏名　殿

都道府県知事　名

年　月　日付けの中小企業等経営強化法施行規則第１１条第１項の確認については、下記の理由により確認を取り消します。

記

確認を取り消す理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
（記載要領）
確認を取り消す理由を具体的に記載する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（社外高度人材の要件に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第八条第一項の認定の申請又は法第九条第一項の変更の認定の申請であって、この省令の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについては、なお従前の例による。

２　施行日前にされた法第八条第一項の認定の申請に係る社外高度人材活用新事業分野開拓計画（同項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓計画をいう。）に係る法第九条第一項の変更の認定の申請に係る処分については、なお従前の例による。

（特定新規中小企業者の確認及び特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認に関する経過措置）

第三条　この省令による改正後の中小企業等経営強化法施行規則（以下「新規則」という。）第十一条及び第十二条の二の規定は、施行日以後に特定新規中小企業者（法第六条に規定する特定新規中小企業者をいう。以下この条において同じ。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合について適用し、施行日前に特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合については、なお従前の例による。

２　新規則第十一条第二項第四号の規定は、施行日以後に発行される新株予約権（同号に規定するものに限る。）を個人が取得した場合について適用する。

３　施行日前にされたこの省令による改正前の中小企業等経営強化法施行規則（次項において「旧規則」という。）第九条第一項、第十条第一項、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による確認の申請であって、この省令の施行の際確認をするかどうかの処分がされていないものについては、なお従前の例による。

４　特定新規中小企業者は、施行日以後に当該特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合においては、施行日前に受けた旧規則第九条第一項又は第十条第一項の規定による確認に係る旧規則第九条第四項の様式第三による確認書を、新規則第十一条第一項の申請書に同条第二項第二号イに掲げる書類として添付することができる。この場合において、旧規則様式第三による確認書は、施行日以後も、なおその効力を有する。

○国土交通省令第四十六号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第六号）の施行に伴い、国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則及び小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則及び小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部を改正する省令

（国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年国土交通省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（観光旅客滞在促進事業を定めた産業振興促進計画の認定の申請の際に添付すべき書類） **第二条**　法第十七条第一項の国土交通省令で定める書類は、次の表の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同表の下欄に掲げる書類とする。	
規定	書類
法第十七条第一項	（略）
（略）	（略）
（標識の様式） **第三条**　法第十七条第二項の国土交通省令で定める様式は、別記第一号様式とする。	
（法第十七条第四項第二号の国土交通省令で定める研修） **第四条**　法第十七条第四項第二号の国土交通省令で定める研修は、次に掲げる基準に適合するものとする。 一～三　（略）	
（奄美群島内限定旅行業務取扱管理者の要件） **第五条**　法第十七条第四項第二号の国土交通省令で定める要件は、前条の研修の課程を修了した者であることとする。	
（奄美群島内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式） **第六条**　法第十七条第四項の規定により奄美群島内限定旅行業務取扱管理者を旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅行業法施行規則第二十七条の七中「第十号様式」とあるのは、「国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則別記第二号様式」とする。	
（小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部改正） **第二条**　小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年国土交通省令第四十一号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	
改正後	改正前
（観光旅客滞在促進事業を定めた産業振興促進計画の認定の申請の際に添付すべき書類） **第六条**　法第十七条第一項の国土交通省令で定める書類は、次の表の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同表の下欄に掲げる書類とする。	（観光旅客滞在促進事業を定めた産業振興促進計画の認定の申請の際に添付すべき書類） **第六条**　法第十八条第一項の国土交通省令で定める書類は、次の表の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同表の下欄に掲げる書類とする。
規定　　書類	規定　　書類
法第十七条第一項　（略）	法第十八条第一項　（略）
（略）　（略）	（略）　（略）

（標識の様式）

第七条　法第十七条第二項の国土交通省令で定める様式は、別記第三号様式とする。

（法第十七条第四項第二号の国土交通省令で定める研修）

第八条　法第十七条第四項第二号の国土交通省令で定める研修は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一～三　（略）

（小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者の要件）

第九条　法第十七条第四項第二号の国土交通省令で定める要件は、前条の研修の課程を修了した者であることとする。

（小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式）

第十条　法第十七条第四項の規定により小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅行業法施行規則第二十七条の七中「第十号様式」とあるのは、「小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則別記第四号様式」とする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第四十七号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第四十四条の二の規定に基づき、及び同法を実施するため、海上運送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海上運送法施行規則の一部を改正する省令

海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（国際船舶） **第四十三条**　法第四十四条の二の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。 一～三　（略） 四　次のいずれかに該当する船舶であること。 イ　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条第一項の承認を受けた者が船舶職員として乗り組んでいる船舶 ロ　液化天然ガスその他の船舶の燃料として使用する場合に二酸化炭素の排出の抑制に資する物質として国土交通大臣が定めるものを燃料とする船舶	（国際船舶） **第四十三条**　法第四十四条の二の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。 一～三　（略） 四　次のいずれかに該当する船舶であること。 イ　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二条第三項に規定する国土交通省令で定める基準に適合する船舶 ロ　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十条第一項の許可を受けた船舶（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第六十三条第五号に掲げる事由により許可を受けたものに限る。） ハ　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条第一項の承認を受けた者が船舶職員として乗り組んでいる船舶

二　液化天然ガス運搬船（専らばら積みの液化天然ガスを輸送するための構造を有する船舶をいう。）

ホ　ロールオン・ロールオフ船（船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第二条第十七号の二のロールオン・ロールオフ貨物区域又は同条第十八号の車両区域を有する船舶をいう。）

２・３　（略）

第九号様式（第42条の7の10、第43条、第44条関係）

船　舶　明　細　書

年　月　日現在

船名		国籍	
所有者の氏名又は名称及び住所			
船舶番号		船籍港	
船舶の種類		航行区域	
総トン数		重量トン数	
航海の態様			
船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条第1項の承認を受けた者が船舶職員として乗り組んでいる船舶にあってはその旨			
液化天然ガスその他の船舶の燃料として使用する場合に二酸化炭素の排出の抑制に資する物質として国土交通大臣が定めるものを燃料とする船舶にあってはその燃料の種別			

（注）１　船舶の種類の欄には、貨物船、油送船、兼用船、ロールオン・ロールオフ船、液化天然ガス運搬船の別を記載し、貨物船についてはコンテナ船、自動車専用船、鉱石専用船、石炭専用船、その他の別を、油送船については油送船、LPG船、その他の別を併記すること。

２　航行区域の欄には、船舶検査証書により遠洋、近海の別を記載すること。

３　航海の態様の欄には、当該船舶を使用して営む事業（対外旅客定期航路事業、外航貨物定期航路事業、不定期航路事業）の別及び運航区間を記載すること。

２・３　（略）

第九号様式（第42条の7の10、第43条、第44条関係）

船　舶　明　細　書

年　月　日現在

船名		国籍	
所有者の氏名又は名称及び住所			
船舶番号		船籍港	
船舶の種類		航行区域	
総トン数		重量トン数	
航海の態様			
船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条第1項の承認を受けた者が船舶職員として乗り組んでいる船舶にあってはその旨			
液化天然ガスその他の船舶の燃料として使用する場合に二酸化炭素の排出の抑制に資する物質として国土交通大臣が定めるものを燃料とする船舶にあってはその燃料の種別			

（注）１　船舶の種類の欄には、貨物船、油送船、兼用船、ロールオン・ロールオフ船、液化天然ガス運搬船の別を記載し、貨物船についてはコンテナ船、自動車専用船、鉱石専用船、石炭専用船、その他の別を、油送船については油送船、LPG船、その他の別を併記すること。

２　航行区域の欄には、船舶検査証書により遠洋、近海の別を記載すること。

３　航海の態様の欄には、当該船舶を使用して営む事業（対外旅客定期航路事業、外航貨物定期航路事業、不定期航路事業）の別及び運航区間を記載すること。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行日前にされた第四十三条第二項の確認の申請であって、この省令の施行の際、国土交通大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。